

平成 30 年度 第 2 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 5 月 25 日(金) 午前 11 時 00 分～午前 11 時 50 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 10 名 欠席委員 4 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	欠	8	土居 尚行	欠		
	2	畑田 藤志郎	欠	9	河野 仁	出		
	3	岡添 篤代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	欠		
議事録署名人	11	尾崎 春夫		12	田中 定嘉			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		長田 玉夫		推進委員		増崎 淳子	
	推進委員		高平 幸和		推進委員		山本 哲也	
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

平成 30 年度第 2 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 2 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 10 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、11 番、尾崎 春夫委員と 12 番、田中 定嘉委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番、城辺乙 1009 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・3,198 m²、畑・1,605 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 3.4a でございます。</p> <p>受付番号 2 番、緑甲 752 番外 5 筆、地目・面積は田・1,580 m²、畑 1,227 m² でございます。3 条有償移転でございます。経営面積は 208.3a でございます。</p> <p>受付番号 3 番、御荘和口 14 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,638 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 160.2a でございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人と譲受人は親子です。現地・もろもろの資料を確認しましたところ、ご</p>

	<p>自身の畑を含めて今回譲り受けた場合に 5 反余りの所有になります。その場合、現在持っておられる農作業のもろもろの機械、現在お住みになっている住所からの距離、従事する人数やお母様の年齢など考慮して、許可の条件としてある農業作業の従事要件としてや年間日数や下限面積などはいいのですが、現在譲渡人がやっているところは、どなたかが今まで作られており、一部は現在も作られております。そのような状況で受けた場合に、その方が誰かにうまく委託して作業すれば問題ないと思いますけど、やり方によっては、農地として危ないかなということ若干思っております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>過去にも 5 条も含め許可を出してから、条件を守られていないということはありませんが、特に 3 条については許可を出した以上は作って頂かないといけなし、管理をして収益を上げていくのが理想です。それが危ないというニュアンスを今聞いたわけです。今までが 3.4a で 5 反要件にあわしたような状態です。そこらへんを、はっきり耕作してもらえないようなことができないのかどうか。</p>
事務局	<p>3 条の申請書によりますと、先ほど説明があったように保有している農機具につきましては、動噴 1 台、管理機 2 台、軽トラ 1 台。農作業に従事する者は 4 人と書かれております。今回 4.8 反ほどの面積をいきなり耕作という形にはなっておるのですが。</p>
委員	<p>やはり管理機ではとてもじゃないができません。耕運機やトラクターを入れないと。今までが 3.4a なら家庭菜園的な形でやられておったと思います。もうちょっと具体的に意欲的に、必ず農地を守りますという確約を頂いた方が許可も出しよと思います。</p>
事務局	<p>今までの 3.4a より広い場所になって、出来るのかということになると思います。どうやって何を作るのかという営農計画書を出していただくという形だと思うのですが。</p>
委員	<p>それが良いと思う。身内の話し合いや関係性もうまくいっているのかが不明です。</p>

事務局	一度、営農計画書で確認させていただきます。
委員	先ほどの委員の説明では、後の管理が危ないような話もあり、うわさでも聞きましたので、はっきりさせスムーズにし、農地を守ってもらいたい。今回は一時保留の形でしていただけたらと思います。
議長(会長)	他に無いようでしたら一時保留としてよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は一時保留とすることに決定を致しました。
事務局	今後についてですが、同じような案件があれば推進委員さんと話しながら、営農計画を出していただいて確認をしてから、という形で書類的な処理をしていきたいと思っていますので、宜しくお願い致します。
議長(会長)	次に2番お願い致します。
委員	場所は〇〇小学校の横の県道を走っておりますと〇〇に行くところにあります。〇〇橋を渡って〇〇に差し掛かった所に〇〇さんの飼っているニワトリ小屋がありまして、その少し向こうに2筆あります。そこは今荒れてしまっていて、田の跡の形跡らしいものはあります。その申請地の奥は、〇〇建設が埋めあげているところで雑種地のようにになっており、区別がつきにくくなっているので測量をお願いして境界線をはっきりさせている所です。3筆は田で今作っている方がいるが、譲受人が所有して自分で作るということです。場所は〇〇に渡る橋の手前になっています。基盤整備ができていますので、すぐに作れます。先の2筆はご本人がみかんを作っている土地が近くにあるので、申請地も引き続き作るようです。1筆は譲渡人の実家の近くです。この近くにも譲受人の土地があり愛南ゴールドを植えているので、申請地にも植えるようです。すぐに植えられるようになっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員	3436-1 は、誰かわからないが、みかんが植わっているが。
委員	現地を見に行ったときは植わってなかったです。
委員	最近です。
委員	基盤整備はしていないのか？
事務局	田であっても、農薬の関係はあるのですが、基本的には、周りの環境を考えてしてもらったかと考えております。
委員	この周りにじわじわとみかん畑が増えるということ？
事務局	高収益のために、水田にみかんを植えるのもいいんじゃないかと考えております。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に3番お願い致します。
委員	地図の9枚目、2筆です。譲渡人が高齢のために、農業ができなくなったので、譲受人が譲り受けるということです。5月3日木曜日に現地確認をいたしました。図面のとおりで、他にも問題は無いと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>最初に議案訂正をさせていただきます。受付番号1番及び2番につきましては、事務局で申請書を受付しましたものの、環境衛生課に確認しましたところ、いまだ地元説明会が開催されておらず、現時点では地元同意の有無が不透明でありますので、本日の提案は保留とさせていただきます。なお、本案件につきましては、今後、地元同意がなされた場合、来月以降の定例総会で、あらためてご提案いたします。</p> <p>受付番号3番、増田1305番1、地目・面積は畑・1,109㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号4番、増田1309番、地目・面積は畑・707㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号5番、一本松5171番2、地目・面積は畑・84㎡でございます。転用目的は進入路でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上3件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3番お願い致します。</p>
委員	<p>3・4番ですが、場所は〇〇商店を左に入って奥に進み〇〇委員さんのハウスから2・300m奥。製材所の手前です。50年近く前にはみかんが植わっていたが、それ以降は荒廃した土地になっています。以上です。ご審議の程、</p>

	宜しく願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、5番お願い致します。
委員	場所は、町民プールの北側です。譲受人は家の進入路を、今まで隣の人の土地を通っていたが、いろいろあって、入らないでくれという話が出てきました。それならば、ということで譲渡人の土地を分けて頂いて、そこを進入路にすることになり申請を出しました。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	これからはどこからになるのか？
事務局	プールの裏手が駐車場になっているのですが、直接つないで、そこからです。
委員	壊して？ 結構な段になっているが。
事務局	公共物は壊さずに接続させて、そこから出入りをするようになります。以前は体育館前の道路で駐車場の脇を歩いて入っていたのだが、不都合が起きたということです。
委員	そういう幹旋や農地の紛争などの役割が農業委員にはあるのだが、そういうことでの解決はできなんだのか？

事務局	<p>それは民生委員さんではないでしょうか。以前は良かったが、代替わりをして不都合が出た、と。どうしても個人のことになるので、なかなか話に入っていない所がある。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 2 番、正木 2420 番、地目・面積は畑・560 m²でございます。場所は、正木の〇〇神社から〇〇方面へ 300mほど進んだ三叉路あたりになります。</p> <p>受付番号 3 番、柏崎 220 番外 5 筆、地目・面積は畑・3,723 m²でございます。場所は、〇〇支所から〇〇方面へ 1.5kmほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 4 番、柏崎 692 番外 1 筆、地目・面積は畑・1,393 m²でございます。場所は、〇〇支所から〇〇方面へ 1kmほど進んだあたり、先ほどの受付番号 3 番からは 500mほど手前になります。</p> <p>いずれの対象地も調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。また、周辺につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 3 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>3・4番、この周辺は全て地目は畑か？</p>
事務局	<p>全部は調べてはいないですが。</p>
委員	<p>周辺も農地で、畑で、申請のあった土地だけ農地から抜くメリットは？実際は山になつとる。申請がなかったら畑のままか？</p>
事務局	<p>以前もお話したかもしれませんが、農地パトロールでB判定になった所は、本来なら定例会総会でお諮りを致しまして、本人の意思にかかわらず非農地通知を出すのですが、今のうちのやり方としましては本人からの希望があった場合に通知を出す状況になっております。</p>
委員	<p>税務関係は、現況での課税なので、こちら辺は畑であっても山の課税になっているのか？</p>
事務局	<p>実際には現況課税ですが、確認してみないとわからないですが。</p>
事務局	<p>農業委員会から非農地通知を本人に出すと同時に、税務課・法務局・県にも通知をいたしますので、税務担当部局も分かるようになっております。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p>

	<p>受付番号 26 番は再設定で、御荘菊川 1508 番 1、地目・面積は田・2,125 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 27 番は再設定で、緑甲 806 番外 3 筆、地目・面積は畑・5,541 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 28 番は再設定で、緑乙 3741 番、地目・面積は田・2,243 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 29 番は再設定で、城辺乙 424 番、地目・面積は田・1,456 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 30 番は再設定で、増田 5284 番 2、地目・面積は田・865 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 31 番は再設定で、中川 2698 番 1、地目・面積は田・1,165 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 32 番は再設定で、上大道 1887 番 1、地目・面積は畑・1,892 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 33 番は再設定で、僧都 1819 番 1、地目・面積は田・972 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 34 番は再設定で、僧都 484 番外 3 筆、地目・面積は田・2,957 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 35 番は新規で、広見 3241 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,540 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 7 年でございます。</p> <p>受付番号 36 番は再設定で、御荘平城 5329 番 1、地目・面積は田・1,309 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 37 番は再設定で、僧都 512 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,655 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 12 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

尾崎 春夫

議事録署名人

田中 定嘉